

帝人グループ税務方針

1. 基本方針

帝人グループは、企業理念を実現するための行動の拠りどころとして定めた「行動規範」に則り、法令・規則を遵守し、人権および地域コミュニティを尊重して、誠実に行動します。

帝人グループは、事業を行う国、地域、および多国間の税務に関する法令・規則を遵守するため、税に対する基本的な規範として税務方針を定め、これに従って適正に納税することで、社会的責任を果たし、広く社会の理解と共感を得られる企業グループをめざすと同時に企業価値の増大に努めます。

2. 税務ガバナンス体制

帝人グループの税務ガバナンスの責任は、帝人グループの経理・財務機能の一部として、CFO、経理・財務管掌が負っています。

帝人グループの税務業務に関する実施状況については、適宜、CFO、経理・財務管掌へ報告され、その下でグループ全体の税務リスク管理に努めています。

3. 税務コンプライアンス

帝人グループは、事業を行う国、地域、および多国間の税務に関する法令・規則を常に遵守し、各国、地域において適正な納税を行います。またその法令・規則の立法趣旨を尊重する事に努めます。

4. 移転価格

帝人グループは、グループ会社間での国際取引における価格設定を OECD 移転価格ガイドラインに従った独立企業間価格に基づいて行うことで、事業活動を通じて得た利益をグループ会社の機能・リスクに応じて適切に配分することに努めます。また、事業を行う国、地域、および多国間の税務に関する法令・規則に従い移転価格文書を作成します。

5. 税務リスクへの対応

帝人グループでは、CFO、経理・財務管掌の下、税務リスクを適切に把握し、事業を行う国、地域、および多国間の税務に関する法令・規則に則って処理を行います。また、税法の適用または解釈に不確実性がある場合には、必要に応じて、外部の税務専門家の意見を求めます。また、重要な税務上の論点については、各国、地域の税務当局への相談・報告などを通じて、税務リスクの低減に努めます。

6. 税務プランニング・租税回避行為に対する考え方

帝人グループは、事業を行う国、地域、および多国間の税務に関する法令・規則を遵守したうえで、認められる範囲において、優遇税制の活用や二重課税の排除を通じて適正な税コストの実現に努めます。一方で、無税または低税率の国や地域(タックスヘイブン)への利益移転など、事業実体の伴わない

意図的な租税回避行為は行いません。

7. 税務当局との関係

帝人グループは、事業を行う国、地域の税務当局に対し、適時、適切な情報提供を行うことで健全かつ良好な関係の構築に努めています。また、各国、地域の税務当局と意見の相違が生じた場合には、対話を積極的に行い、その解消に努めます。

(2022年4月1日付制定)